



高齢者及び障害者向け住宅整備補助事業



目的	高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進する。
対象者	市内に居住し、世帯員の前年の収入合計が 600 万円未満で以下のいずれかに該当する方 ア. 65 歳以上の高齢者で要介護または要支援の認定を受けている方 イ. 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳の障害の程度欄が A の方
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・居室及び廊下等の改造 ・トイレの改造 ・浴室の改造 ・玄関の改造 ・段差解消機及び階段昇降機の設置 ・ホームエレベーターの設置
補助基準額	対象者のうち アの方：30 万円 イの方：50 万円 (ア、イいずれにも該当する場合は、アの額となります)
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 10/10 ・所得税非課税世帯 3/4 ・その他の世帯 1/2
補助の申請	<p><申請> 申請書に以下の書類を添えて、工事に着手する前に申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事にかかる設計図書（図面）及び見積書 ・工事を必要とする理由書（介護支援専門員が作成したもの） ・その他市長が必要と認めた書類 <p><提出先> 対象者のうち アの方：福祉事務所介護保険係 イの方：福祉事務所障害係</p> <p><申請～完了までの流れ></p> <pre> graph LR A[申請] --> B[交付決定] B --> C[工事着手] C --> D["(着工届)"] D --> E[工事完了] E --> F["(工事費支払)"] F --> G[完了報告] G --> H[補助金支払] </pre>
その他	介護保険の住宅改修や市の在宅介護応援りほ一む事業と併用することができます。（対象工事費はそれぞれの制度の限度額までとなります）

【問合せ先】

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号

糸魚川市福祉事務所 介護保険係

電話 552-1511 FAX552-8250

E-mail: fukushi@city.itoigawa.lg.jp